

## 寄附金による税制上の優遇措置

寄附いただいた寄附金は、税制上の優遇措置があります。(本学発行の寄附金領収証書を添えて税務署に確定申告することが必要です。)

◇寄附者が個人の場合

### 所得税の軽減

その年に寄附した合計額(総所得金額等の40%が限度)から2,000円を引いた額が、所得税の課税所得から控除されます。

### 住民税の軽減(京都市又は京都府に住んでいる方限定)

その年に寄附した合計額(総所得金額等の30%が限度)から2,000円を引いた額に、京都市は6%、京都府は4%を乗じた税額が寄附した翌年度の個人住民税から控除されます。

### 【問い合わせ先】

京都大学医学部附属病院

京大病院基金事務局

(事務部経営管理課内)

〒606-8507

京都府京都市左京区聖護院川原町 54

電話：075-751-4920

FAX：075-751-4228

MAIL: 070kuhpfund@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

# 京大病院基金へのご寄附のお願い



京都大学医学部附属病院



## 京大病院基金について

京都大学医学部附属病院は、更なる患者さんへのサービスの向上、社会貢献などに資するため「京大病院基金」を設置いたしました。

いただきましたご寄附は、患者さん一人ひとりに安全で質の高い医療を提供し、また、高度な機能を有する病院として社会の期待にこたえるため以下の目的で使用させていただきます。

### ①患者さんへのサービス

患者さん中心の開かれた病院としてサービスを向上

### ②診療

高度医療を推進し、診療環境を充実

### ③研究

臨床研究をはじめ、新しい医療の研究開発を推進

### ④教育

広い視野を持った優れた医療人の育成

など



## 申込手続き

別添の専用払込書に必要事項を記入の上、ゆうちょ銀行・郵便局にてお振込をお願いいたします。専用払込書は原則、窓口、ATMどちらでもお手続きいただけます。  
(他の銀行、コンビニ等ではご使用いただけません。)

※振込手数料は本院にて負担いたします。ご寄附いただける総額を専用払込票にご記入ください。

※寄附金額は1,000円以上でお願いしております。



ATM

### 【ATMでの手続き】

#### ◎現金の場合

→10万円以内まで

#### ◎通帳又はキャッシュカードの場合

→払戻上限額まで(ただし、取引時確認(本人確認)が済んでいない総合口座からの場合は郵便局窓口へ)



郵便局窓口

上記以外の場合、郵便局窓口にてお手続き願います。  
※原則として本人確認が必要になります。  
※詳しくは郵便局窓口にお問い合わせください。

## 病院長からの

### メッセージ

京大病院では、今後も高度な機能を有する病院として、また広域かつ地域に開かれた病院として使命を果たし、社会の期待にこたえていくよう尽力してまいります。

患者さんをはじめ個人の皆様には、広く「京大病院基金」へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。



稲垣暢也病院長